定　　款

ロングライフホールディング株式会社

令和２年１月 29 日現在

第１章　　総　則

（商号）

第１条　当会社は、ロングライフホールディング株式会社と称し、英文では、LONGLIFE HOLDING Co., Ltd. と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(1)介護事業

(2)高齢者支援及び高齢者向け施設運営事業

(3)社会福祉事業

(4)児童福祉事業

(5)医療及び理療事業

(6)薬局運営及び調剤事業

(7)飲食事業

(8)教育・人材育成事業

(9)リゾートクラブの経営・管理及び運営事業

(10)各種イベント・レクリエーションの企画・開催・運営事業

(11)不動産の売買・賃貸・仲介及び管理事業

(12)不動産の建設工事事業

(13)損害保険代理事業及び生命保険の募集に関する業務

(14)前各号に関するコンサルタント業務

(15)前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会

(2)監査役

(3)監査役会

(4)会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、2,520 万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（自己の株式の取得）

第 10 条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規程に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

（株式取扱規程）

第 12 条　当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 14 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 15 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 16 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 17 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 18 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第 19 条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任期）

第 21 期　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議をもって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

（社外取締役の責任限定契約）

第 27 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（員数）

第 28 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

（任期）

第 30 期　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 31 条　常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会規程）

第 33 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

（社外監査役の責任免除）

第 35 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第１項各号に定める額の合計額とする。

第６章　　計　算

（事業年度）

第 36 条　当会社の事業年度は、毎年 11 月１日から翌年 10 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 37 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（期末配当および基準日）

第 38 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年４月 30 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

※附則 1・平成 27 年１月 29 日　目的を変更（整理）する。

附則 2・平成 30 年１月 26 日　第 27 条及び第 35 条の各第１項を新設し、第２項の一部を変更する。

附則 3・令和 2 年１月 29 日　第 22 条第２項の一部を変更する。